

**須坂市役所地球温暖化防止実行計画  
2026-2030**

**2026年3月**

## ■目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 背景                     | 1  |
| (1) 気候変動の影響               | 1  |
| (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向      | 1  |
| (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向       | 1  |
| (4) 地球温暖化対策を巡る県の動向        | 3  |
| (5) 市の基本方針                | 3  |
| 2. 計画改定の趣旨                | 4  |
| (1) これまでの経緯               | 4  |
| (2) 前計画の取組の実施状況           | 4  |
| (3) 計画の改定方針               | 4  |
| 3. 基本的事項                  | 5  |
| (1) 目的                    | 5  |
| (2) 対象とする範囲               | 5  |
| (3) 対象とする温室効果ガス           | 5  |
| (4) 計画期間                  | 5  |
| (5) 上位計画及び関連計画との位置付け      | 6  |
| 4. 「温室効果ガス総排出量」に関する数値的な目標 | 7  |
| (1) 目標設定の考え方              | 7  |
| (2) 温室効果ガスの削減目標           | 7  |
| 5. 目標達成に向けた取組             | 8  |
| (1) 取組の基本方針               | 8  |
| (2) 具体的な取組内容              | 8  |
| 6. 進捗管理体制の仕組み             | 9  |
| (1) 推進体制                  | 9  |
| (2) 点検・評価・見直し体制           | 10 |
| (3) 進捗状況の公表               | 10 |
| 参考資料                      | 11 |

## 1. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、日本においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにす

る、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロ（温室効果ガスが排出される量と吸収・固定される量の差し引き）の実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

また、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2025年12月末時点においては1,196地方公共団体（須崎市含む）と加速度的に増加しています。

#### (4) 地球温暖化対策を巡る県の動向

長野県においても、2019年に都道府県として初めて「気候非常事態宣言 –2050 ゼロカーボンへの決意–」が表明され、2020年には2050年度に二酸化炭素排出量を実質ゼロにするための「長野県気候危機突破方針」を策定し、2021年には2030年までの重点方針を定めた「長野県ゼロカーボン戦略」が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

#### (5) 市の基本方針

2022年には、須坂市を含む9市町村の長野地域連携中枢都市圏において、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボン宣言」を発出し、各自治体の特色を活かしつつ脱炭素事業を共同で創出・実施する等、圏域のスケールメリットを活かして脱炭素化を図るとしています。

須坂市においては、須坂市総合計画を環境面から実現していく須坂市環境基本計画に、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）に基づく法定計画である「須坂市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を位置付け、温暖化対策を進めているところです。

## 2. 計画改定の趣旨

### (1) これまでの経緯

須坂市では、市役所庁舎をはじめ市施設が、事務事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制に率先して推進することを目的とし、「須坂市役所 CO2 削減実行計画」（計画期間 2016～2020 年度）、「須坂市役所地球温暖化防止実行計画」（同 2021～2025 年度）を策定し、二酸化炭素の排出削減に取り組んできました。

### (2) 前計画の取組の実施状況

表 1 二酸化炭素排出量の基準年度、実績及び削減目標

| 2013 年度<br>(基準年度) | 2025 年度<br>(実績) | 2025 年度<br>(計画終了年度)<br>基準年度比 35%削減 | 2030 年度<br>(目標年度)<br>基準年度比 50%削減 |
|-------------------|-----------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 7,976 t           | t               | 5,184 t                            | 3,988 t                          |

表 2 項目別の二酸化炭素排出量 単位：t

| 項目       | 年度         |       |       |       |       |      |
|----------|------------|-------|-------|-------|-------|------|
|          | 2013<br>基準 | 2021  | 2022  | 2023  | 2024  | 2025 |
| 電気       | 4,884      | 4,058 | 4,968 | 4,297 | 4,197 |      |
| ガソリン     | 221        | 169   | 158   | 175   | 175   |      |
| 軽油       | 122        | 92    | 99    | 101   | 101   |      |
| 灯油       | 1,919      | 1,043 | 1,030 | 1,032 | 979   |      |
| A 重油     | 567        | 48    | 27    | 23    | 34    |      |
| LP ガス    | 95         | 314   | 320   | 707   | 713   |      |
| 都市ガス     | 156        | 413   | 521   | 454   | 470   |      |
| 可燃ごみ     | 12         | 39    | 39    | 39    | 39    | 39   |
| 計        | 7,976      | 6,175 | 7,162 | 6,828 | 6,708 |      |
| 基準年度比削減率 | —          | 22.6% | 10.2% | 14.4% | 15.9% | . %  |

※小数点以下第 1 位を四捨五入のため、計に誤差の場合があります。

※増加の要因は、使用量以外に排出量を算定する係数の変更等も含まれます。(2022 年度の電気等)

※総排出量 1 %未満となる項目は、算定の省力化が可能とされているため、同じ値です。  
(計画期間内の可燃ごみ)

### (3) 計画の改定方針

計画期間が終了し、上記表のとおり前計画で設定した目標の達成は困難な状況ですが、地方公共団体の事務事業に係る実行計画は、政府実行計画に準じて取り組むこととされていることを踏まえて改定します。

### 3. 基本的事項

#### (1) 目的

須坂市役所地球温暖化防止実行計画（以下「実行計画」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、須坂市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

#### (2) 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、外部への委託等により実施するものを除く須坂市の事務・事業（市役所庁舎をはじめ、教育委員会施設、市水道施設、指定管理者施設、無人施設等含む）とします。

#### (3) 対象とする温室効果ガス

須坂市の事務・事業には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH<sub>4</sub>（メタン）や N<sub>2</sub>O（一酸化窒素）等の排出による影響は小さいと考えられるとともに、排出実態の把握が困難です。そのため、須坂市役所地球温暖化防止実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

#### (4) 計画期間

実行計画が対象とする計画期間については、2030 年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、改定年度である 2025 年度の翌年 2026 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。

| 項目     | 年度   |      |      |      |      |      |      |  |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|--|
|        | 2013 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |  |
| 期間中の事項 | 基準年度 | 改定年度 | 計画開始 |      |      |      | 目標年度 |  |
| 計画期間   |      |      | →    |      |      |      |      |  |

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、須坂市総合計画及び第三次環境基本計画 2026-2030 に位置付けた須坂市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）に即して策定します。

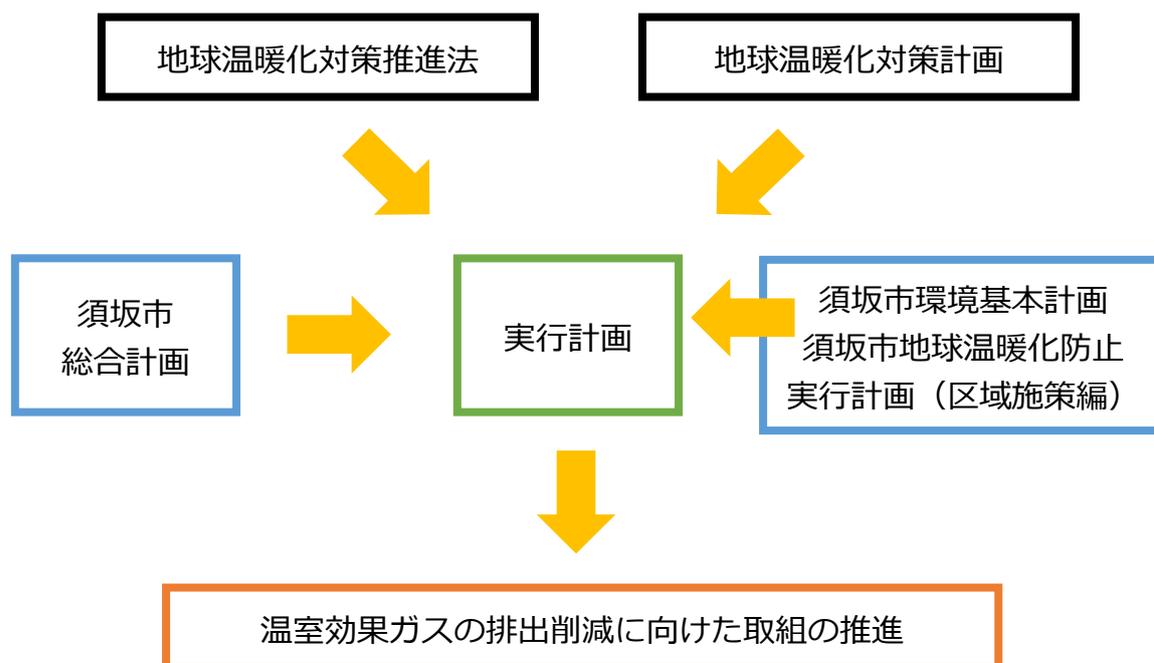


図 2 実行計画の位置付け

#### 4. 「温室効果ガス総排出量」に関する数値的な目標

##### (1) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、須坂市の事務・事業に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標を設定します。

##### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で46%削減することを目標とします。

※須坂市区域全体の施策である「須坂市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」及び国の削減目標と同様

表 3 温室効果ガスの削減目標

| 項目         | 基準年度（2013年度）           | 目標年度（2030年度）           |
|------------|------------------------|------------------------|
| 温室効果ガスの排出量 | 7,976t-CO <sub>2</sub> | 4,307t-CO <sub>2</sub> |
| 削減率        | -                      | 46%                    |

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

実行計画は、須坂市区域全体の温室効果ガスの削減を図ることを目標としている「須坂市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の一部ととらえることもできるため、その取組と連携します。

#### ① 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 離席時は、パソコンの電源を切ります。
- 空調は、適正な運転時間や設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。（急発進、急ブレーキはしません。）
- ごみの分別を徹底します。
- 備品、消耗品などが不要になったときは、他の課等へ周知します。（リサイクル、リユース）
- 5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）を徹底します。
- グリーン購入・環境配慮契約等を推進します。

#### ② 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により時間外勤務を縮減、ノー残業デーを徹底します。
- 事業の見直しによる事務の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

#### ③ 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- エネルギーサービスプロバイダー業務委託により、電気使用状況及び改善方法等を分析します。

#### ④ 施設設備等の更新

現在保有している施設設備等の更新や新たに導入する際には、財政状況を踏まえた上で、

エネルギー効率の高い施設設備等の導入による省エネルギー化の推進を検討します。

- LED 照明の導入
- 電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)
- 再生可能エネルギーの導入（太陽光発電・蓄電池等）

## **6. 進捗管理体制の仕組み**

### **(1) 推進体制**

実行計画を推進するために、市長を環境管理統括者、副市長及び教育長を環境管理副統括者及び総務部長を環境管理責任者（温暖化対策責任者）とします。

#### **① 環境管理委員会**

副市長を委員長とし、招集に基づき開催します。

#### **② 環境管理委員会事務局**

総務課庶務係を事務局とし、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、環境管理委員会に報告します。

#### **③ 環境管理担当者**

各課及び各施設に1名配置し、取組状況の取りまとめ等を事務局に定期的に報告します。

## (2) 点検・評価・見直し体制

実行計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

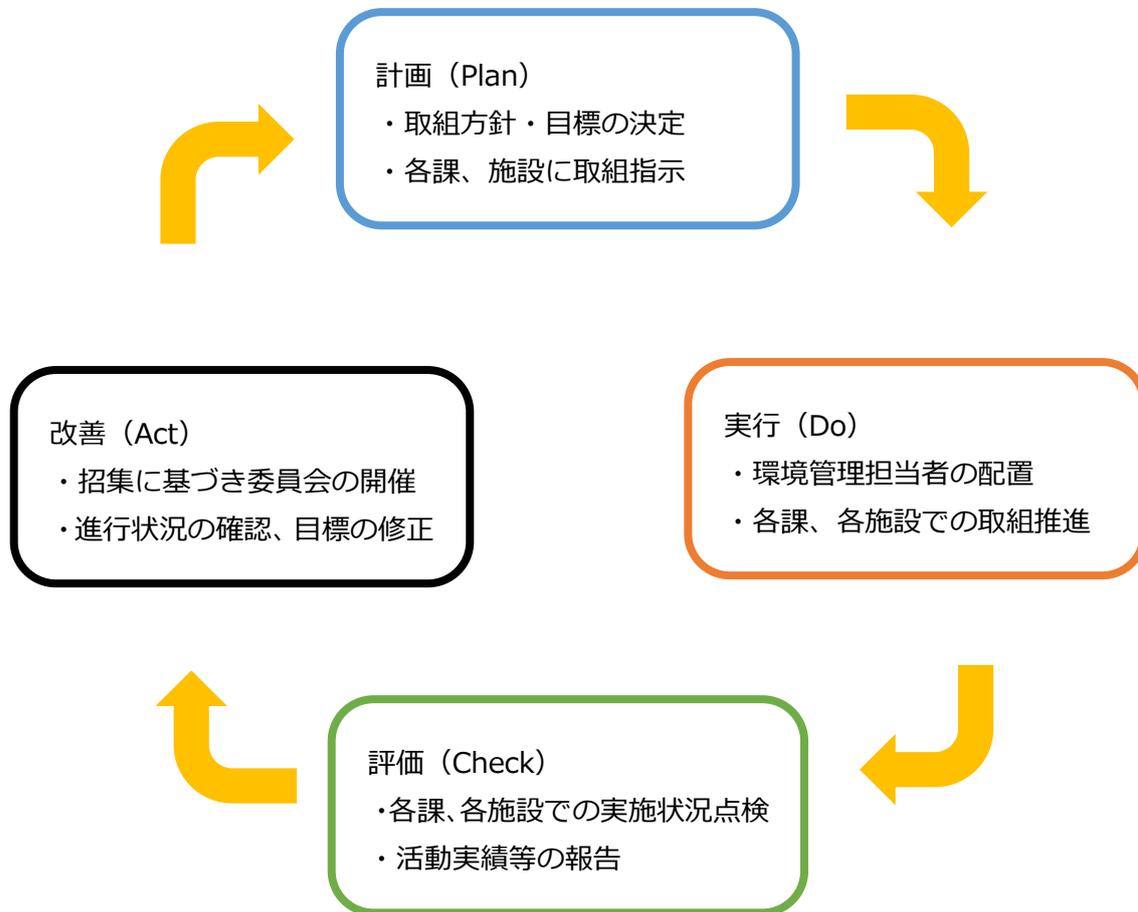


図 3 毎年の PDCA イメージ

## (3) 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況は、須坂市のホームページで公表します。

## 参考資料

### 1. 過去の計画における具体的な取組内容

#### (1) 電気使用量の削減

- 照明のLED化（市役所、小中学校、児童センター・クラブ、豊丘活性化施設、シルキーホール、メセナホール、公民館、旭ヶ丘ふれあいプラザ、保健センター、旧上高井郡役所、北部体育館、福祉会館）
- 市役所庁内全ての蛍光灯スイッチを集合型から個別型に修繕
- 高圧電力供給施設31か所で新電力を導入し、同時に電力の使用状況を把握
- デマンド監視システムの導入（生涯学習センター・南部地域公民館）
- 湯っ蔵んどにヒートポンプを導入（1991年度）
- 小中学校、児童クラブの屋根で、太陽光発電を行う屋根貸し事業の実施
- 保育園に太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを導入（須坂保育園・高甫保育園・須坂千曲保育園・相之島保育園・仁礼保育園）
- 消防本部屋根に太陽光発電の導入
- 太陽光発電及び蓄電池の導入（日滝地域公民館・豊丘地域公民館）
- 市役所庁舎の空調設備改修（環境性等で総合的に有利な都市ガスによるガスヒートポンプ空調方式）

#### (2) 公用車燃料使用量の削減

- ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の導入

#### (3) 灯油・重油使用量の削減

- クールビズ・ウォームビズの期間の指定をなくし年間を通して取組
- 東庁舎の暖房燃料をA重油から灯油に変更

#### (4) ごみ排出量の削減

- 分別化の徹底
- タブレット型パソコンの導入（教育委員会）
- ペーパーレス会議システムの導入（市役所、議会）
- 文書管理・電子決裁システムの導入

### 2. 二酸化炭素排出量の算定方法

CO<sub>2</sub> 排出量 = a) 活動量の合計 × b) 排出係数

### 3. SDGs（エスディー・ジーズ）との関連性

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、2015年の国連サミットで採択されました。2030年までに持続可能でよりよい世界をめざすための

国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されます。

環境・経済・社会の幅広い分野の目標がありますが、環境に関するターゲットが多く掲げられています。本計画の推進によりSDGsの実現に寄与します。